

語句の説明(50音順)

移動支援事業(P 32)

障害者・障害児が円滑に外出できるよう、移動を支援する事業。市の地域生活支援事業として実施している。

エンパワメント(P 1)

人が社会生活のうえで抱える課題や問題を主体的に解決したり、生活の意欲を高めようとする、その力を増強もしくは回復させることをいう。

オスメイトトイレ(P 31)

オスメイトトイレとは癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排せつのための開口部、ストーマ(人工肛門・人工膀胱)を造設した人が、利用できるように設置する多目的トイレのこと。

心のバリアフリー(P 9)

障害者に対する差別や偏見などの心の障壁を取り除くこと。心の障壁は、同情や憐れみの感情からではなく、「知り合う・ふれあう・学びあう」ことを通して共感的に理解することで取り除かれる。

コミュニケーション支援事業(P 21)

市町村地域生活支援事業の必須事業の一つで、事業の目的は、聴覚・言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法によって意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることにある。派遣する手話通訳者とは、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員を指す。また、要約筆記者、要約奉仕員の派遣も行っている。

サブセンター(P 13)

身近な地域での相談・支援を行うため、県内の17の小・中学校の通級指導教室等に設置し、発達障害等への相談・支援を行っている。

自主防災組織(P 33)

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にに基づき、災害発生時の地域の被害を最小限度に抑えることを目的に、主に自治会や町内会単位で結成される組織。平常時は、周囲の危険な箇所やいざというときの避難ルートなどの点検や確認を行い、災害時は、地域の人々でお互いに助け合い、救助活動や災害弱者への支援等を行う。

社会復帰施設(P 30)

精神障害者の自立や社会復帰の促進を図るため、都道府県、市町村、社会福祉法人などによって設置された施設。生活の場、就労やそのための訓練を行う場を提供する。

周南市障害福祉計画(P 1)

障害者自立支援法第88条に基づいた周南市の障害福祉計画をいう。第1期基本計画は、平成18年度から平成20年度までとし、第2期基本計画を平成21年度から平成23年度までとして策定した。

周南市地域自立支援協議会（P10）

地域の障害福祉に関するシステムづくりについての協議と、障害福祉の計画の策定及び進行管理について広く市民の意見を反映するために、平成19年度より設置。16名の委員による定例協議会が地域自立支援協議会を代表するものであるが、下部組織として 相談支援会議、地域生活部会、就労部会、教育部会を設置し、それぞれの課題について協議し、事業を実施している。厚生労働大臣が定める基本指針(障害者自立支援法第87条)に基づくもの。

しゅうなん若者サポートステーション（P18）

周南市市民館内に所在。職業を持っていない若者(ニートと呼ばれる)の増加に対応するため、厚生労働省と山口県の委託事業によりスタート。若者の職業的自立を図るため、仕事に求められる知識・スキルの習得(講座の開催)、働く自信の回復(心理カウンセリング、交流ひろば、ボランティア活動の実施)、職業意識の啓発(職場体験、職場見学の実施)などの支援を行っている。

就労支援事業所（P18）

障害者の就労を目指して、生産活動(製品の作成、清掃等の作業)や、就労に必要な知識・能力の習得のための訓練を行っている。利用者には、生産活動の収入から必要経費を差し引いた額が工賃として支払われる。利用者の違い、事業所の運営の基準・規模等の違いから、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型、B型)、福祉作業所、小規模授産施設などがある。

重複障害（P15）

一般に運動機能障害、視覚障害、心臓機能障害などの多臓器器官の機能障害が合併しているものをいう。

障害者基本法（P1）

障害者施策を推進する基本理念とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律で、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、福祉サービス、年金、教育、雇用、生活環境等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立とあらゆる分野への参加促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

障害者雇用率制度（P17）

民間企業、国、地方公共団体は、障害者雇用促進法に定める雇用率に相当する人数以上の障害者を常用労働者として雇用することが義務付けられている。雇用率は民間企業(対象労働者数56人以上の規模):1.8%、国・地方公共団体(除外職員を除く職員数48人以上の機関):2.1%である。従来から、重度の障害者は短期間労働でも雇用率に算定することができたが、平成22年7月からは、重度でない障害者の短時間労働も算定できることとなった。雇用率を下回る場合、民間企業は障害者雇用納付金を支払わなければならない。支払いの義務は対象労働者301人以上の企業だが、平成22年7月からは201人以上、平成27年4月からは101人以上に拡大される。

障害者就業・生活支援センターワークス周南（P17）

周南あけぼの園内に所在。障害者の就職を支援するのに、雇用主の意向、職場の環境等の就業面における支援に合わせて、日常生活・地域生活等の生活面における支援を行う。雇用(ハローワーク、雇用主等)、保健福祉(病院、市福祉事務所等)、教育(総合支援学校等)等の関係機関の連携の拠点としての役割を担う。

障害者への必要な配慮（P 9）

現在、国において障害者の権利に関する条約の批准に向けた検討が行われている。同条約（外務省仮訳文）の第2条定義には、「障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む」と「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とある。

障害福祉サービス（P 2）

障害者自立支援法第5条に基づき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助と定義され、介護給付と訓練等給付に分類される。

障害福祉サービス提供事業所（P 25）

障害福祉サービス提供事業所は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移動支援、就労継続支援及び共同生活援助である障害福祉サービスと厚生労働省令で定める施設における施設障害福祉サービスを行う事業を実施する。これらの事業者は、知事に申請することによって、指定障害福祉サービス事業者となる。

情報バリアフリー化（P 20）

年齢、身体条件等を問わず誰もが情報通信技術を活用し、その恩恵を享受できるようにすること。

ジョブコーチ（P 19）

知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、支援を要する障害者に対し、その障害者が働く現場へ出向き、障害特性を踏まえたきめ細かな支援を行う専門員のことをいう。

自立支援医療（P 29）

身体障害児、身体障害者、精神障害者を対象として、心身の障害の除去・軽減のために行われる公費負担医療。

身体障害者相談員（P 25）

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者。

成年後見制度（P 25）

家庭裁判所の手続きを通じて成年後見人や保佐人等が、判断能力が十分でない人を保護するため、財産管理等を行う制度。

タイムケア事業（P 27）

市内在住の特別支援学校に通う小学校3～6年生および中学生、高校生を対象に放課後や夏休みなどの長期休暇期間中、預かりサービスを提供し、障害児を持つ保護者の子育てと就労等の両立を支援している事業。

地域コーディネーター（P13）

特別支援教育において専門性の高い教員が、地域の小・中学校等を巡回し、個別の教育支援計画の作成支援をはじめ、一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の在り方、校内の支援体制等についての助言、心理検査などを行う。特別教育支援センター・サブセンターに配置している。

地域支援室（P13）

県内の特別支援センター設置校以外の総合支援学校に設けられ、教育相談を行っている。

地域生活支援事業（P2）

市町村や都道府県が地域の実情に応じて実施する事業。市町村は生活支援事業として、相談支援事業、権利擁護事業、手話通訳等のコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センターにおける日中活動を提供する事業を行うほか、福祉ホーム等による居住提供事業等、日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。都道府県は、専門性の高い相談支援事業などの広域的な対応が必要な事業を行うほか、日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行うこととされている。

地域福祉権利擁護事業（P25）

判断能力が十分でない人のため、社会福祉協議会が、契約により、各種福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う事業。

知的障害者相談員（P25）

知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者。

特別支援教育（P2）

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級における教育に加えて、学習障害児や注意欠陥多動性障害児等、通級の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応を積極的に行う教育。

特別支援教育センター（P13）

県内7地域の拠点となる総合支援学校に設置されており、幼・保・小・中・高校や医療・福祉等の関係機関と連携して障害のある子どもの自立や社会参加に向けた専門的・総合的な相談と支援を行っている。

トライアル雇用（P18）

短期の試行雇用。障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所に、障害者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れてもらい、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める。

難病（P25）

原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾患。

日常生活用具（P20）

浴槽、便器、パソコン、ファックスなど、在宅の障害のある人の日常生活がより円滑に行われるために給付又は貸与する用具。

ノーマライゼーション（P1）

高齢者や障害のある人など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにし、共に社会の一員として生活し、活動する地域社会づくりをすすめる考え方。

発達障害（P25）

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

バリアフリー（P31）

もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

パーキングパーミット制度（P31）

身体の障害や高齢・難病・知的な障害で歩行が困難な人、あるいはけが人や妊産婦の人で一時的に歩行困難な人に対して、県の事業に協力する市町村が「パーキング・パーミット(身障者用駐車場利用証)」を交付する制度である。公共施設や病院、ショッピングセンター等の中で県と協定を結んだ協力施設の身障者用駐車場を使用する際には、この利用証が必要となる。

日帰りショートステイ事業（P27）

在宅の障害者又は障害児が、日常介護を行っている人の病気などの理由により一時的に介護を受ける事ができなくなった場合に、施設に一時的に入って生活の援助を受けるサービスで、宿泊をとまないサービスのこと。

耳マーク（P20）

聞こえない人々の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのシンボル。耳の不自由な人が自分の耳が不自由であることを表すために使用し、または役所や病院の窓口などに掲示し、耳の不自由な方に必要な援助を行うという意思表示に用いる。

ユニバーサルデザイン（P2）

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方をいう。その領域は、製品、施設、街づくりや、サービス、システムなどハード、ソフト両面にわたっている。

要約筆記奉仕員（P21）

手話習得の困難な中途失聴者や、難聴者等の依頼を受けて文字によるコミュニケーション手段として要約筆記を行う人のこと。

リハビリテーション (P 1)

障害のある人の人間性回復という立場から、単に身体の機能回復のみでなく、障害のある人が人間としての尊厳を回復し、その能力を最大限に発揮できるよう、自立と社会参加を促進する考え方。医学的リハビリテーション、教育リハビリテーション、職業リハビリテーション、社会リハビリテーションなどに分けられる。

リハビリテーション医療 (P 30)

主に、医師や作業療法士等の医療技術者が行う、基本動作能力の回復を目的とする理学療法や、応用的動作能力・社会的適応能力の回復を目的とした作業療法、言語能力の回復を目的とした言語療法等の医学的治療をいう。

ADHD (注意欠陥多動性障害) (P 13)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

LD (学習障害) (P 13)

(LD = Learning Disabilities) 基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、読む、書く、計算するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

QOL (Quality Of Life) (P 28)

生活の質と訳される。一般に物質的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。

SPコード (P 20)

SPコード(エスピーコード)は、文字情報を内包した二次元コード(横方向のみ情報を持つバーコードに対し、たて、よこに情報を持つ表示方式のコードのこと)の一種で、専門の読取装置をあてると音声で文字情報を聴くことができるもの。